10 申告書の記入にあたって（建設の事業）

※口座振替を利用している事業場はP.34もご覧ください。

別添様式

労働保険等

令和７年度一括有期事業総括表（建設の事業）

事業主控

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	XX	10	16	001	000

一括有期事業報告書　2 枚添付

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率 基準料率 1000分の	保険料率 メリット料率 1000分の	保険料額
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの	円	18	千円	89		円
		平成30年3月31日以前のもの		19		79		
		令和6年3月31日以前のもの						
		令和6年4月1日以降のもの		19		34		
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16		
		平成30年3月31日以前のもの				11		
		平成30年4月1日以降のもの		19				
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの		18		10		
		平成30年3月31日以前のもの				9		
		平成30年4月1日以降のもの		17				
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの		23		17		
		平成30年3月31日以前のもの		25		9.5		
		令和6年3月31日以前のもの		24		9		
		令和6年4月1日以降のもの		19				
35	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		21		13		
		平成30年3月31日以前のもの	94,500,000	23	21,735	11		239,085
		平成30年4月1日以降のもの	55,009,414		12,652	9.5		120,194
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日以前のもの		22		15		
		平成30年3月31日以前のもの		23				
		平成30年4月1日以降のもの	(6,000,000) 22,000,700		5,780	12		69,360
36	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立てするもの	平成27年3月31日以前のもの		38		7.5		
		平成30年3月31日以前のもの		40		6.5		
		令和6年3月31日以前のもの		38				
		令和6年4月1日以降のもの				6		
	その他のもの	平成27年3月31日以前のもの		21		7.5		
		平成30年3月31日以前のもの		22		6.5		
		令和6年3月31日以前のもの		21				
		令和6年4月1日以降のもの				6		
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの		23		19		
		平成30年3月31日以前のもの		24		15		
		令和6年3月31日以前のもの						
		令和6年4月1日以降のもの		23				
		平成19年3月31日以前のもの		①				
	合計				40,167			428,639
				②（①を除いた合計）		③ 一般拠出金率 1000分の 0.02		一般拠出金額（②×③）
					40,167			803

注
1 一括有期事業報告書（様式第７号（甲）～）に記入した事業（工事）を事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。
2 前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入すること。
3 一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に規定する労災保険通用事業主から徴収する一般拠出金を指す。
4 一般拠出金は事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業（工事）を徴収対象とする。

「一般拠出金」

一般拠出金は一括有期事業総括表より転記してください。

平成19年4月1日以降開始した工事で、令和8年3月31日までに終了した工事がない場合は、「0」を記入します。

1円未満の端数は切り捨ててください。

㉒欄　「期別納付額」

延納する場合は3期別に納付額を記入してください。

⑭の（イ）欄 8年度概算保険料 428,639円 ÷ ⑰欄 納付回数 3回 ＝ 142,879円（余り2円）

第1期　142,881円　（←余り2円加算）

第2期　142,879円

第3期　142,879円

1円又は2円の余りが生じた時は、必ず第1期分へ加算してください。

（概算保険料額が20万円未満の場合は、延納できませんので全期分を1回で納付してください。）

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書（納付書）に印書されている所在地・名称等は訂正しないでください。

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（▶）の所で折り曲げて下さい。）

種別 32701　※修正項目番号　※入力徴定コ

①労働保険番号 XX101600101－000

②増加年月日（元号：令和は９）　③事業廃止等

④常時使用労働者数 10　⑤雇用保険被保険者数

確定保険料算定内訳　算定期間 令和７

⑦区分	⑧保険料・一般拠出金算定基礎
労働保険料 (イ)	
労災保険分 (ロ)	40167
雇用保険分 (ホ)	
一般拠出金（注１） (ヘ)	40167

概算・増加概算保険料算定内訳　算定期間 令和８

⑪区分	⑫保険料算定基礎額の見込
労働保険料 (イ)	
労災保険分 (ロ)	40167
雇用保険分 (ハ)	

⑬事業主の郵便番号（変更のある場合記入）　⑯事業主の電話番号

※検算有無区分　※算定対象区分　※データ指示コード　※再入力

⑱申告済概算保険料額

差引 (イ)充当額 (⑫－⑱のイ)　(ハ)不足額 (⑱のイ)－⑫ 28,639

(ロ)還付額 (⑱－⑫のイ)

期別納付額

	(イ)概算保険料額 (⑭のイ)÷㉑	(ロ)労働保険料充当額 (㉓のイ)－(労働保険料分のみ)	(ハ)不足額 (㉓のイ)－㉒のロ
第1期又は全期(初期)	142,881 円	円	28,639
第2期	(チ)概算保険料額 (⑭のイ)÷㉑ 142,879 円	(リ)労働保険料充当額 (㉓のイ)－㉒のロ 円	(ヌ)第２期納付額 ((チ)－(リ)) 142,879
第3期	(ル)概算保険料額 (⑭のイ)÷㉑ 142,879 円	(ヲ)労働保険料充当額 (㉓のイ)－㉓のロ－㉒のリ 円	(ワ)第３期納付額 ((ル)－(ヲ)) 142,879

㉕加入している労働保険　㋐労災保険 (ロ)雇用保険　㉗特掲事業　(イ)該当 (ロ)該当

㉘事業 (イ)所在地 ○○市 ○○ ○-○-○

(ロ)名称 株式会社○○工務店

金融機関にご提

Pay-easy 領収済通知書 甲 労

※取扱庁名 ○○労働局　※取扱庁番 0007533

30840

◎第３片裏面の注意事項をよく読んで、太線の枠内を記入して下さい。

労働保険番号 XX101600101－000

※会計年度（元号：令和は９）9－8　※徴定年度 9－8　※収納年月日

納付の目的
1. 令和 08 年度概算 1 期（全期又は１期）
2. 令和 07 年度確定

※収納区分 62　※収納機関　※認決区分　※徴定

(住所)〒 ×××-××××

○○市○○

(氏名)

株式会社 ○

収納機関番号　納付番号

納付の場所　日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）、所轄都道府県労働局

ここか

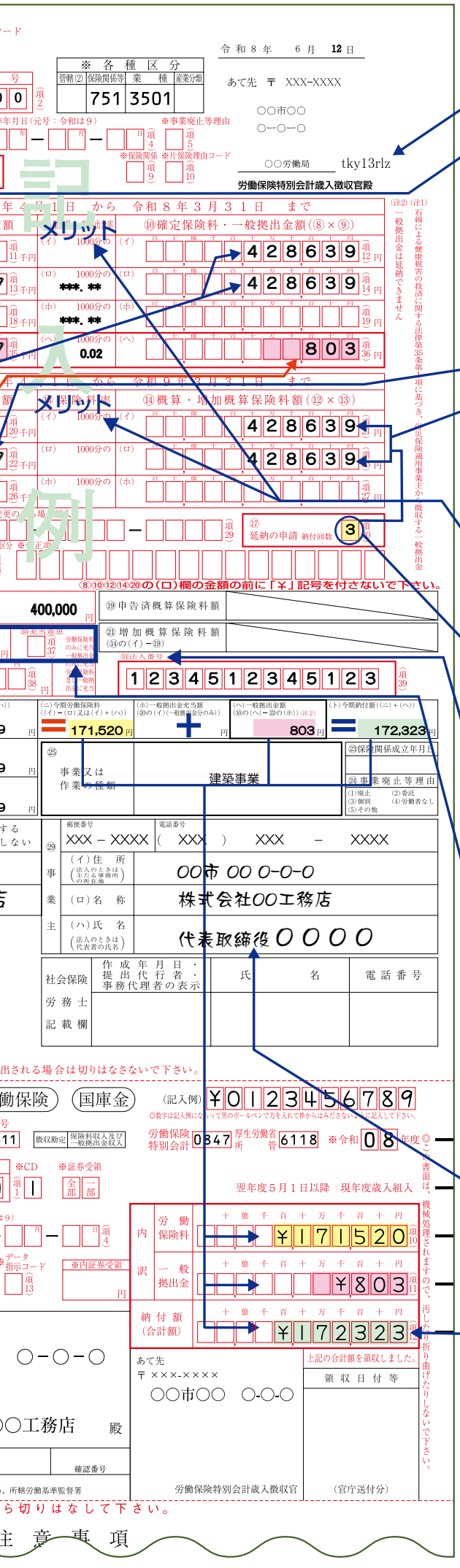

電子申請を行う場合のアクセスコードです。
P.7 の「電子申請のための「アクセスコード」について」をご覧ください。

④欄 「常時使用労働者数」

令和7年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。

〔確定〕

⑧欄 「保険料・一般拠出金算定基礎額」

⑩欄 「確定保険料・一般拠出金額」

一括有期事業総括表から転記してください。

〔概算〕

⑫欄 「保険料算定基礎額の見込額」

⑭欄 「概算保険料額」

令和7年度の工事実績に基づく「賃金総額」の2倍を上まわらず2分の1を下まわらない限り令和7年度と同額で算定してください。

（2倍を上まわるもしくは2分の1を下まわる場合の計算方法については、最寄りの労働基準監督署、労働局へお問い合わせください。）

メリット制適用事業場においてはここに「メリット」と印字されています。

※P.43をご確認ください。

⑰欄 納付回数「1」または「3」

概算保険料額が20万円以上の場合は、3回に延納することができます。(20万円未満の場合は、延納できません。)

なお、確定保険料の不足額及び一般拠出金は延納できませんので第1期に納付してください。

㉛欄 「法人番号」

「法人番号」欄が空欄の場合は記入してください。

※法人番号は国税庁から通知される13桁の番号です。

※個人事業主の場合は、13桁すべてに「0」を記入してください。

※法人番号が誤っている場合は、訂正してください。

⑳欄 差引額

※不足の例 ⑱欄の金額より⑩(イ)欄の金額が多い場合

⑱欄 申告済概算保険料 400,000円	−	⑩(イ)欄 確定保険料額 428,639円	=	⑳欄 差引額 (ハ) 不足額 28,639円

※充当の例 P.22以降を参照してください。

㉘欄、㉙欄 「事業・事業主」

郵便番号、電話番号、事業場の住所・名称を記入してください。

今期納付額を記入

※内訳、納付額の金額の訂正はできません。(もし書き損じた場合は新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。)

※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。
（歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条）

※金額の前に必ず『¥』記号を記入してください。